1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山田建設株式会社　山田　健治　東京都大田区北千束１―11―３　国土交通大臣許可（般―18）第7727号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社バンテック　山田　敏晴　神奈川県横浜市神奈川区守屋町３―13―１　国土交通大臣許可（般―21）第23090号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社新日鉄都市開発　正賀　　晃　東京都中央区日本橋１―13―１　国土交通大臣許可（般・特―18）第6555号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可及びとび・土工工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＤＩＣエンジニアリン株式会社　栗本　孝司　東京都中央区日本橋３―７―20　国土交通大臣許可（特―21）第23112号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　緑興産株式会社　藤井　輝彦　東京都中央区明石町13―18　国土交通大臣許可（般―20）第22746号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（さく井工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ミサワテクノ　井上　　孝　長野県松本市大字今井字松本道7110―３　国土交通大臣許可（般―19）第17430号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ニイガタ機器メンテナンス株式会社　山賀　正明　神奈川県川崎市幸区堀川町580　国土交通大臣許可（般―19）第16039号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３７号
埼玉県行田市大字下忍1979番地１　４棟105号
債務者　榊原　行輝
1　決定年月日時　平成23年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１１５号
埼玉県深谷市上原236番地１　エアリーミニヨンＣ―202号
債務者　松島　誠一（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成23年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１３２号
埼玉県羽生市南７丁目18番地10
債務者　小林　史行
1　決定年月日時　平成23年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１３６号
埼玉県本庄市五十子１丁目７番10号　レオパレスリブェールⅠ202号
債務者　今井　　武
1　決定年月日時　平成23年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部